

高山市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の概要について

1. 時間外勤務の上限時間（市規則で定めるもの）

任命権者は、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める上限時間の範囲内で時間外勤務を命ずることができる。

区 分	1 か月の上限時間	1 年の上限時間
①職員（②を除く。）	4 5 時間以下	3 6 0 時間以下
②他律的業務の比重の高い職員（※）	1 0 0 時間未満（複数月（2 か月から 6 か月）にまたがる場合は、1 か月当たりの平均時間は 8 0 時間以下）  ・ 1 か月 4 5 時間を超えて時間外勤務を命ずることができる月数は、1 年について 6 か月以内に限る。	7 2 0 時間以下

※議会関係、国・県施策対応、予算折衝等に従事するなど業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務の比重が高い職員

2. 時間外勤務の上限時間の特例（市規則で定めるもの）

任命権者は、大規模な災害への対応等公務の運営上真にやむを負えない場合は、上記 1 の上限時間を超えて時間外勤務を命ずることができる。